

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和4年度】

※1～6: 所管課記入、7: 指定管理者記入、8～9: 指定管理者及び所管課記入、10: 指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	文化財・生涯学習課
指定管理者	信州リゾートサービス 株式会社

1 施設名等

施設名	長野県望月少年自然の家	住所 電話 ホームページ	佐久市協和3489-67 0267-54-2405 http://moti-shizen.com/
-----	-------------	--------------------	---

2 施設の概要

設置年月	昭和52年4月	根拠条例等	長野県少年自然の家条例
設置目的	少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛練し、もって少年の健全な育成を図るため		
施設内容	◇ 管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造平屋建 2,215.75㎡ 宿泊室: 28室(和室1室、洋室27室)、宿泊定員200名 体育室 360㎡ その他: 研修室、食堂、浴室、乾燥室、事務室、宿直室 等 ◇ 野外施設 キャンプ場(炊事場、水洗トイレ付): 宿泊定員200名 約9,000㎡ 営火場、運動広場 約4,000㎡、スケート場 約5,000㎡ 遊びの広場、集いの広場、ソリ用ゲレンデ(3コース)、マレットゴルフ場(36ホール) フィールドアスレチック、ディスクゴルフコース(18ホール)、ミニオリエンテーリング(15ポスト)		
利用料金	1 宿泊施設 一般 25歳以上の者 1人1泊について 1,050円 25歳未満の者 1人1泊について 700円 小・中学生 1人1泊について 350円 2 キャンプ場 一般 25歳以上の者 1人1泊について 600円 25歳未満の者 1人1泊について 400円 小・中学生 1人1泊について 200円 3 日帰り利用料 研修室 午前9時から正午まで 300円 午後1時から午後4時まで 300円 午後5時から午後8時まで 300円 体育館 午前9時から正午まで 900円 午後1時から午後4時まで 900円 午後5時から午後8時まで 900円 研修室及び体育館以外の施設 25歳以上 300円 15歳以上25歳未満 200円		
開所日	閉所日は以下のとおり ・ 月曜日 ・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日 ・ 12月29日から翌年1月3日まで ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。		
開所時間	9:00～20:00 ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。		

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成21年度	直営	

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	信州リゾートサービス株式会社	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

5 指定管理料(決算ベース)

令和4年度(A)	令和3年度(B)	差(A)-(B)	※(A): 当該年度、(B): 前年度(以下同じ)
30,372 千円	30,896 千円	-524 千円	
	増減理由	主として、新型コロナ業務継続支援分の上乗せ額が削減されたことによる。	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none">施設及び設備の維持管理に関する業務少年自然の家の利用の許可に関する業務少年自然の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの前各号に掲げる業務に附帯する業務
--

(様式2)

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】

(単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	106	791	810	2,402	2,268	1,365	1,020	299	142	538	620	305	10,666
令和3年度(B)	233	638	1,045	2,500	151	407	798	288	172	388	0	23	6,643
(A)/(B)	45.5	124.0	77.5	96.1	1502.0	335.4	127.8	103.8	82.6	138.7	#DIV/0!	1326.1	160.6
増減要因等	① 新型コロナウイルス感染症も3年目に入り、変異株の特性変化に対応して、県の感染警戒レベルの見直しや宿泊受入制限の一部解除など行動制限が緩和されるとともに、前年度まで複数回にわたり県からの要請で実施した施設の全面利用休止もなく、業務を継続することができたこと。 ② 自主事業を充実し多くの方々に参加いただいたこと。												

(2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	3	94	59	176	795	266	125	4	24	94	88	102	1,830
令和3年度(B)	46	43	168	231	35	28	72	12	26	130	0	0	790
(A)/(B)	6.5	218.6	35.1	76.2	2271.4	950.0	173.6	33.3	92.3	72.3	#DIV/0!	#DIV/0!	231.6
増減要因等	上記(1)①と同じ。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和4年度(A): 289日	令和4年度(A): 9:00~20:00	無	
令和3年度(B): 237日	令和3年度(B): 9:00~20:00		

(5) サービス向上のため実施した内容

① 新型コロナによる利用者減のため、清涼飲料卸売業者の自動販売機が撤収されたが、各種ペットボトルを実費(100円=自販機よりも安価)で窓口販売。併せて自販機時代にはなかった冬期間の暖かい飲み物を紙コップで販売(セルフサービス50円)しニーズに応えている。
② キャンプセンターからテント場までの距離が長く、子どもたちが貸出シュラフの運搬に苦労していたため、常設テント場の入口にシュラフ収納小屋(シュラフセンター)を設置した。
③ 利用者からの要望に応え、温水シャワートイレを設置した(男子・女子・多目的 各1)
④ 自家用車でご来場できない方々の交通手段確保のため、佐久市に要望しデマンド交通「デマンドワゴンさくっと」の停留所が当施設入口に設置され、令和4年5月から利用可能となっている。

(6) その他実施した取組内容

① 従来からホームページとフェイスブックにより情報発信しているが、4月から「自然の家ブログ」を開設し、施設のご案内、イベント開催結果、四季折々の景観、道路情報等、週1回のペースで記事をアップしているほか、ブログにリンクし動画投稿サイト(YouTube)により、イベント開催状況や空撮映像等を公開している。
② 新型コロナ対策のために行った施設の利用制限措置及び自主事業の延期、中止等について、逐次速やかにホームページに掲載し情報発信に努めた。
③ 照明器具を順次、高効率照明器具(LED等)に交換し省エネルギー化を図っているが、令和4年度は洗面室・事務室・厨房を実施した。(宿泊室・食堂・浴室・ロビーは前年度までに実施済。)
④ 例年実施しているAED取扱訓練において、本年度は川西消防署員指導の下、幼児の訓練用人形を使用し子どもの心臓蘇生法に特化した実習を行った。
⑤ 県からの依頼により、男子トイレの各個室にサンタリーボックス(汚物入れ)を設置した。

(様式2)

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

- ① 古い施設ながら清潔に保たれ、寝具類等の管理も行き届いている点や職員の対応など、多くの利用者から高評価をいただいている。「大変満足」と「やや満足」を合わせて全体の9割を占めている。
- ② 温水シャワートイレを設置してほしいという要望(複数)に対しては、上記(5)記載のとおり対応した。
- ③ 常設テントに防水処理が必要というご指摘をいただき、年度末から翌年度のテント利用開始までの間に、防水・撥水処理を実施した。
- ④ 12月下旬の深夜、部屋が寒くて眠れないという利用者があり、石油ストーブをお貸しし凌いでいただいた。以後の対応として、前日に宿泊利用者がいない日でも昼から暖房ボイラーを連続運転して宿泊室を温めることとした。
- ⑤ 昨年度、浴槽の自動温度調整機能がないため、お湯の温度がぬるいという苦情があったが、宿直職員が湯温計と攪拌棒を使用して極力適温を保つよう努めている。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を実施し、従来とおり地元各種団体との連携を行い、コロナ禍の中での可能な範囲内で、施設の立地条件を活かした受入れ及び自主事業を実施した。	協定書及び仕様書等に基づいた管理運営を実施したと認められる。	B
平等な利用の確保	全ての来所者の平等な利用を確保するため、条例及び規則等の規定を遵守し、原則として受付順による平等な利用の確保とサービスの提供をしている。	原則受付順としながらも、多くの団体が利用できるように調整を行っており、概ね平等な利用の確保が図られている。	B
利用者サービス向上の取組	休所日等でも、利用希望団体があれば職員の勤務体制を調整し、開所日に変更して受入れた。 また、アンケート等による利用団体の要望や意見にできるだけ配慮し、改善に努めた。	利用者が必要とするサービスの提供に努めたと認められる。アンケート等を通じて利用者の意見・要望を把握し、それに迅速に対応した。	B
自主事業	新規事業の「ビギナーズキャンプin望月」・「出前体験活動」を加え、16事業について計42回計画、うち雪不足で中止となった「スノーシューで雪山散歩」を除く15事業について37回開催し、延べ参加者数で令和元年度の1,493人を上回る1,758人に参加いただいた。 また、新型コロナの影響でR2年度から中止していた「信州ふれあい自然体験キャンプ」、「もちづきリトルキャンプ」といった子どもたちの集団宿泊体験プログラムを、日数は短縮したが3年ぶりに再開することができた。	新型コロナウイルス感染症の影響等による自主事業の中止もあったが、感染防止対策を徹底して実施可能な自主事業に取り組んでいることが認められる。	B
職員・管理体制	仕様書及び事業計画書に基づく職員配置を行い、利用者の安全確保とサービスの提供に努めた。 また、青少年育成事業の更なる充実を図るため、レクリエーションに精通した職員が、自主事業等を実践している。	仕様書及び事業計画書に基づく職員配置が行われ、適正な管理が行われたと認められる。	B
収支状況	延べ利用者数は前年度(6,643人)の約1.6倍(10,666人)まで伸びたものの、これまでに実施した各種利用制限により大口団体が利用先を他の施設へ変えてしまったこと等の影響で、新型コロナ流行前の令和元年度(16,362人)の65%にとどまった。こうした業績不振に加えて、支出面では原油価格高騰による光熱費の増加が追い打ちをかけ、収支はR2年度以降赤字が続いている。 ※指定管理料を除く収入:元年度(17,598千円)の55.5%の9,767千円 水道光熱費:元年度(3,062千円)の118.7%の3,636千円	新型コロナウイルス感染症の影響等で収入減となったが、経費削減等に努め、適正な経理が行われていることが認められる。	B
総合評価	新型コロナ感染警戒レベル基準の見直し及び行動制限の緩和に伴い、利用者数を回復させるため、積極的な広報活動、各種サービスの向上、自主事業の充実等に取り組み、適切かつ効果的な施設の管理運営に努めた。	新型コロナウイルス感染症の影響等による予約のキャンセルや自主事業の中止のため、利用者や利用料金等が減少したが、感染対策を徹底しながら、おおむね事業計画書等の内容に沿って、良好な管理運営が行われたと認められる。	B

- <評価区分>
- A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 - B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 - C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 - D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

(様式2)

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<p>① 新型コロナ対策でR2～3年度に行った各種利用制限によって利用先を他施設へ変えてしまった大口団体が複数あり、これが大幅減収につながっているが、コロナ終息後も原状回復は困難である。</p> <p>② 老朽化が進み、事務室、食堂等の床にきしみや沈みが生じており、小規模な補修では対応できない。</p> <p>③ 宿泊定員数に対して食堂・研修室の面積が小さく、大きな団体が利用を躊躇する主な理由となっている。</p> <p>④ ボイラー、受水槽等の設備更新に伴う新たな定期点検や、業務に追加された建築関係の各種点検等より、維持管理費が増大し経営を圧迫している。</p> <p>⑤ 指定管理移行後、毎年修繕を重ね使用可能な状態を維持してきたアスレチック遊具のうち、現在、安全とされる基準に照らし危険性のあるものを撤去又は使用不可としているが、利用者からは復旧を求める声大きい。</p>	<p>・施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。</p> <p>・近隣施設・組織と密に連携を取りつつ、さらに魅力的な事業の実施・発信に努められたい。</p>